

令和7年度第3回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和7年6月13日（金）
午後 14時02分～16時53分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 14名

（会場参加）

上原 亀一	委員	栗國 雅博	委員	玉城 啓時	委員
西村 昂平	委員	八前 隆一	委員	柳田 一平	委員
山内 得信	委員	大谷 健太郎	委員	新立 弘子	委員
山川 彩子	委員	城間 恒浩	委員	松尾 晋哉	委員

（Web参加）

赤嶺 博之	委員	藤田 喜久	委員
-------	----	-------	----

事務局職員

井上 顕	（事務局長）	米丸 浩平	（主任書記）
------	--------	-------	--------

○事務局（井上） 皆さんこんにちは。

（こんにちはという声あり）

○事務局（井上） 定刻になりましたので委員会を始めさせていただきます。まず資料の確認です。本日の資料は議事次第、議案書の方が議案ごとに議案1～4、協議事項1の合計6点になっております。資料の不足がありましたらお申しつけください。

また、第3号議案に関わる国際ひき縄釣り大会についてなんですが、無事国の官報の方にも掲載されましたので、ここで申し添えておきます。

それといつもの約束事です。携帯のお持ちの方はマナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いします。途中退席される際には挙手の上、議長の許可のもと、退席されてください。

本日もウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。ウェブ参加の方は発言される際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則として、オンにしてください。

それから、会議の資料については通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めて参りますが、問題ありませんでしょうか。特にないので、ただいまより令和7年度第3回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に本日の出席状況を確認させていただきます。本日の出席状況ですが、内間委員から欠席のご連絡がありました。会場には上原会長、栗國委員、玉城委員、西村委員、八前委員、柳田委員、山内委員、大谷委員、新立委員、城間委員、松尾委員、山川委員の合計12名にお越しいただいております。ウェブでは赤嶺委員、藤田委員の2名に参加いただいておりますので、定数15名に対し、14名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規定第6条により、議長は会長が務めることとなっております。それでは上原会長、よろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。皆さんこんにちは。

それではこれより本日の議事を進めさせていただきたいと思います。

本日は議案が4件、協議事項が1件、提案されておりますので、ご審議をお願いいたします。

審議に入る前に、本日の議事録署名人は、栗國委員、玉城委員のお二人をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをします。

それでは議事に入りますが、冒頭、事務局の方からご報告ありましたが、協議事項の1、広域漁業調整委員会の互選委員の選出について、今日ウェブ参加の藤田委員が議案の中で関連をしてきますので、議長からのお願いとして、この協議事項から先に進めさせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(はいという声あり)

[協議事項1 広域漁業調整委員会の互選委員の選出について]

○上原会長 それでは協議事項の方から先に進めさせていただきます。

協議事項1、広域漁業調整委員会の互選委員の選出についてを提案します。事務局から説明してください。

○事務局(米丸) はい、それでは事務局からご説明いたします。協議事項1の議案資料をご覧ください。

広域漁業調整委員会の互選委員の選出についてということで、漁業法第152条第1項に基づき設置する日本海・九州西広域漁業調整委員会について、同法第153条第3項第1号の委員、いわゆる都道府県の互選委

員の任期が令和7年9月30日で満了することから、当委員会において、新たな委員を互選する必要があります。

つきましては互選する委員についてご協議願いますということで、こちらの事項に関しましては、前回の委員会でご説明いたしましたので、説明は割愛させていただきたいんですが、簡単に3ページの委員会の機能のみ説明したいと思います。

3ページの2つ目、囲ってあるところですが、委員会の機能としては、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について、協議調整を行う委員会になっております。本県に関連するのはクロマグロ関係のみになってくるんですが、その他にもガザミとかトラフグとか様々な他県の水産資源について協議がなされている委員会になります。

他の資料は前回と同様のものを添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

7ページに、現在の委員名簿が掲載されておまして、都道府県互選委員として藤田委員、大臣選任委員に山内委員が選ばれております。

特に立候補等がなければ事務局案を提案したいと思うんですが、それでは協議の方をお願いしてもよろしいでしょうか。

○上原会長 はい、ただいま説明がありましたが、広域漁業調整委員会委員について、都道府県互選の協議なんですが、委員の皆様の中から立候補のご意向があれば、お伺いしたいんですがいかがでしょうか。

特に立候補のご意向がないようですので事務局案を報告してください。

○事務局（米丸） はい。それでは事務局としては前回同様、藤田委員の方に継続でお願いしたいと思っております。

資源管理に関する知見もお持ちで、これまで長きにわたって本県の海区漁業調整委員会に関わってこられているので最適かと思って提案いたします。なお、本人からは事前に内諾はいただいていることを申し添えておきます。よろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま提案がございましたが、互選委員については、藤田委員にお願いをしたいということでの推薦ですが、いかがでしょうか。

（異議なしという声あり）

○柳田委員 はい、すいません。質問いいですか。

○上原会長 はい柳田委員どうぞ。

○柳田委員 柳田です。新米なので少し教えていただけたらなと思って、質問させてください。

藤田さんは学識経験委員枠で、沖縄海区漁業調整委員になられてると

思うんですけれども、さらに言うならば、先ほど米丸さんの方からご説明があったんですが、広域の方はクロマグロの調整が入ってくることが多いということで、藤田喜久先生はその本マグロの調整に関する深い知識見解がお有りということで推薦されたんでしょうか。

○事務局（米丸） はい、事務局からご説明いたします。

クロマグロに限らないんですが、クロマグロの方はですね、大臣選任ではあるんですが、現在山内委員に入っているところで、本県においてはクロマグロってまぐろはえ縄で9割以上の漁獲があるということから、ここで山内委員を互選してしまうと、本県から広調委委員が1人になってしまうこともあります。藤田委員に関してはクロマグロに関してもそうですが、資源管理に関して幅広い知見をお持ちであることも含めて、うちに関係あるのはクロマグロだけなんですけど、やはり議論の中ではその他の議論もあることや、以前からもずっと広域漁業調整委員会に関わられているということからも推薦させていただきました。

○柳田委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○上原会長 よろしいですね。藤田委員の互選についてはもう先ほど合意をとったので承認をさせていただきますが、それでよろしいですか。

○柳田委員 はい、ありがとうございます。

○上原会長 了解しました。では協議事項については藤田委員を選任することとします。

引き続き、議案審議に入ります。

[第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原会長 第1号議案、浮魚礁の敷設承認申請について、を提案します。事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局からご説明いたします。

第1号議案の議案資料をご覧ください。浮魚礁の敷設承認申請についてということで、浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示7第1号に基づき、新規敷設承認3基、事後承認1基、年度の更新に伴う再承認70基の申請が提出されておりますので、その承認についてご審議願います。

下の四角の中に委員会指示の抜粋を掲載しておりますのでご覧ください。今回、1つ特殊な申請がございまして、下線引いてあるところなんですけど、第6、敷設後の承認ということで、次に掲げる場合に該当するときは、浮魚礁の構造についてあらかじめ委員会事務局の確認を受けて委員会の承認前に敷設することができる。ただし、敷設後は速やかに委

員会の承認を受けなければならないということで、2 ページに進みまして、(2)ですね。特例期間というのが(1)にあって、11 月から3月末まで、こちらを特例期間というんですが、この期間中に流出を確認し令和7年6月30日までに敷設する場合、構造及び協議位置に変更がない場合に関り、事後承認が可能となっております。

関連して第9、協議書の省略ですが、次に掲げる場合には協議書の添付を省略することができるということで、(2)、第6に該当する場合は協議書を省略して承認申請が可能となっております。

続きまして3 ページをご覧ください。こちらに承認のフロー図を掲載しておりますけれども、赤い矢印を引いてあるところが今回の承認申請になります。左から順にご説明しますと、知念漁協の2基が令和6年度に承認済の浮魚礁ですが、年度中に敷設できなかったということで新規の承認になっております。右側に移りまして、こちらが糸満漁協の1基になるんですが、回収または一時流出による再敷設で、同じ型を同じ場所に敷設になるんですけれども、令和6年10月以前に流出していた場合、こちらも新規承認となります。右側に写りまして、こちらは先ほど説明したものになるんですが、沖縄市漁協の1基が同じ型を同じ場所に敷設したいということで、令和6年11月から令和7年3月に流出したものを、令和7年6月までに敷設する場合、事後承認で協議書不要の申請が可能となっております。その他、再承認申請として左側、協議位置から2分以上移動したものが、以前、渡嘉敷漁協の2分以上移動している事例を紹介したかと思うんですが、今回協議書が整ったということで申請が1基あります。その他は通常の再承認で2分以内にあるということで69基の申請があります。

4、5 ページに、今日時点での承認等基数を掲載しておりますのでご確認ください。5 ページの左下ですが、今回の承認予定が74基となっております。未承認が残り38基になりますので、この38基については、来月の海区が最終の承認のタイミングとなっております。県設置分についても87基、おそらく来月承認申請が上がってくるものと思います。

続きまして6 ページ以降に今回の申請一覧を載せております。

再承認はたくさんあるので抜粋して説明いたしますが、まず新規承認の3基ですね。糸満漁協から糸15号、水深1,400mでロープ長1,800m、こちらが令和6年8月に流出したもので、敷設予定の位置は、以前よりも0.5分南、1分東へ移動した場所で協議が整っております。知念漁協からは知10号、11号、こちらが令和6年に承認済ですが未敷設のものでして、知10号の方が水深1,800m、ロープ長2,300m、知11号の方が水

深 1,500m、ロープ長 2,000mとなっており、協議位置は昨年と同じです。

次に、先ほど説明しましたが沖縄市漁協から事後承認申請として沖縄市 8 号が出てきており、こちらが令和 7 年 1 月に流出し、令和 7 年 5 月に敷設したもので、協議書不要での申請が可能となっております。

再承認が計 70 基あるんですが、その中で 7 ページ、渡嘉敷漁協から渡嘉敷 21 号については 2 分以上移動していたことから、協議書を取得していただいて改めて申請いただいております。

9 ページまでが申請一覧になりますけれども、10, 11 ページに、今回承認申請のあった浮魚礁の位置図を掲載しておりますのでご確認くださいねと思います。

12 ページ以降に申請書類の方を掲載しております。まず 12 ページからですが、新規の糸表 15 号の申請が 12～14 ページで協議書は参考までに 1 枚だけつけております。

16 ページからが知念漁協の知 10 号、11 号の申請書類になっており、18 ページ以降に写真等が掲載されております。ちょっとページ番号がわかりにくいんですけども、20, 21 ページ、こちらが知 11 号の写真になるんですけども、20 ページと 21 ページでものが違ってます。漁協に確認したところ、まだどちらを敷設するかは決まっていらないんですけども、手配時に在庫状況や値段を勘案して判断するということでした。おそらく 20 ページの緑色の浮玉がある方を敷設予定と伺っております。

24 ページからが事後承認、沖縄市漁協から沖縄市 8 号の申請で、完了届も 25 ページ以降につけており、敷設した日が令和 7 年 5 月 16 日で、令和 7 年 6 月までに敷設が完了しております。こちらが令和 7 年 1 月に流出したものと同一構造で同一場所に敷設したものになります。

29 ページ以降に再承認の申請書を抜粋して掲載しております。こちらは 70 基ほどあり非常に膨大な量になりますので、八重山漁協の表層型の申請書類と、32 ページから本部町の中層型の申請書類を掲載しており、写真をもとに、座標や看板、反射板、ライト、中層の場合は表層式に代わり、礁体の魚探画像を添付していただいております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○上原会長 はい、ありがとうございました。

ただいま第 1 号議案について説明が終わりましたが、本件について何かご意見ご質問等ありましたらお願いをいたします。

特にご意見、ご質問等ないようですので、お諮りしたいと思いますがよろしいですか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい、それではお諮りします。第1号議案について、事務局提案のとおり、新規承認3基、事後承認1基、再承認70基について、提案のとおり承認するということによろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第1号議案については提案のとおり承認することといたします。

[第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原会長 次に第2号議案、ウミガメの採捕承認申請について、を提案します。事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局からご説明いたします。

第2号議案の議案資料をご覧ください。ウミガメの採捕承認申請について、沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号に基づく採捕承認申請が、試験研究について1件あります。このウミガメ採捕承認についてご審議をよろしくお願いいたします。下の四角に、委員会指示の抜粋も掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

2ページに、今回の申請一覧というか1件だけなんですけど、掲載しておりますのでご覧ください。今回は石垣島ウミガメ研究会からの申請があり、令和6年と同様の申請になっております。

令和6年の承認が本日までであるため、実績は数日前時点のものを掲載しており、アオウミガメのみ8頭の採捕となっております。

承認期間は、令和7年6月14日、明日から1年間を予定しております。

試験研究内容としましては、石垣島で産卵するウミガメ類の上陸・産卵実態に関する調査ということで、継続の調査になっております。

承認予定頭数としましては、アオウミガメ60頭、アカウミガメ10頭、タイマイ20頭で、昨年と全く同数の承認を予定しております。

3ページから申請書のほうを掲載しておりますのでご覧ください。内容としては、先ほどと同様ですので割愛します。

本件は継続の試験研究になりますので、簡単に概要だけ6ページの研究計画書で説明をしたいと思います。タイトルは石垣島で産卵するウミガメ類の上陸・産卵実態に関する調査ということで背景と目的です。

石垣島はアカウミガメ、アオウミガメ、タイマイの3種のウミガメ類が上陸・産卵することによって知られ、特にアカウミガメは北太平洋における本種の産卵地の最南端に位置する。近年石垣島における上陸・産卵数は、アカウミガメは減少傾向、アオウミガメは増加傾向にあり、これらの動向は絶滅危惧種であるウミガメ類の保全を推進する上で、科学的な基礎

的知見となる。本調査では、石垣島におけるウミガメ類の上陸・産卵回数、日時、場所や、産卵された卵の孵化状況や死亡要因などを調べることで、石垣島におけるウミガメ類の産卵実態、産卵特性を明らかにすることを目的とする。また、将来的に起こると予想される産卵個体数の変動およびそれに付随する遺伝構造の変化を開け明らかにするため、遺伝子解析に向けた組織片サンプリングを行う。

ちょっと飛びまして、材料と方法の実施手順のほう、読み上げていきたいと思います。

昼間・夜間に石垣島の砂浜をパトロールし、ウミガメの上陸痕を計数する。上陸痕が確認された際には卵の探索を行い、産卵の有無の確認を行う。産卵が確認された場合には、子ガメの孵化・巣穴脱出が終わった後、産卵巣を掘り返し、産卵された卵の計数および孵化率を調べる。また死亡卵に関しては発生状況を確認し、死亡時期を明らかにする。産卵巣内で生存している子ガメを確認した場合は、夜間を待って速やかに放流する。夜間調査の際、上陸個体に遭遇した際には、ウミガメが産卵を終了したのを確認した後、降海する際に一時的に捕獲し、直甲長を測定し、個体識別用の標識の有無を確認する。標識がない場合は、後脚にパンチャーを用いて標式を装着する。また個体識別の参考資料として、背甲の写真を撮影する。以上の調査が終了後、すみやかに海へ放流する。標識を取り付ける際に副次的に得られる組織片を採取する。組織片は直径約5mm×高さ1cm程度の円柱状のものである。採取した資料は、99%エタノールに漬け、冷凍保存する、ということです。写真が8ページに掲載されておりますので、適宜ご確認いただければと思います。

本件に関しては、ウミガメの卵や産卵期中の採捕もあることから、別途特別採捕許可申請をいただいております、こちらは水産課の方で許可の手続きを行っております。

簡単ではありますが説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま第2号議案についての説明がありましたが、本件について何かご意見ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○山内委員 はい。

○上原会長 はい、山内委員。

○山内委員 採捕する場所ですけれども、石垣島だけですか。周辺の離島も含めてですか。

○上原会長 はい、説明してください。

○事務局（米丸） はい、事務局からご説明します。

4 ページに別紙 1 として写真が載っていますが、石垣島のみの海岸で調査を予定しているということです。

○山内委員 はい、ありがとうございます。

もう 1 つだけ質問させてください。6 ページの材料と方法のところ、3 の下の行ですね。産卵巣内で生存している子ガメを確認した場合は、夜間を待って放流する。夜は放流しない。明るいときに放流ということ。

○事務局（米丸） いや、これは夜間を待ってですよ。夜間に放流です。

○山内委員 ですよ。昼だったら、やっぱり鳥とかに食べられてしまう。

○事務局（米丸） そうですね、天然状態でも月夜に光に向かって行くということだったと思うので、夜間に放流予定だと思います。

○山内委員 夜間を待ってという表現になっちゃった。

夜放流するわけですね。はい、ありがとうございます。

○上原会長 はい、ありがとうございます。

他ございませんか。特にないようですのでお諮りしたいと思います。よろしいですか。

（はいという声あり）

○上原会長 はい。では第 2 号議案、ウミガメの採捕承認申請について、事務局案のとおり承認するということでよろしいでしょうか。

（はいという声あり）

○上原会長 はい、ありがとうございます。第 2 号議案については、原案のとおり承認したいと思います。

〔第 3 号議案 国際ひき縄釣り大会の承認申請について〕

○上原会長 次に、第 3 号議案、与那国島周辺海域における国際ひき縄釣り大会の承認申請について、を提案します。説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局からご説明いたします。

第 3 号議案の議案資料をご覧ください。与那国島周辺海域における国際ひき縄釣り大会の承認申請についてですが、こちらの議案に関しては昨年度からずっと議論されてきましたし、4 月、5 月の委員会でも関連する議案がありましたので、内容に関しては、割愛させていただきます。

会場にいる皆さんには紙で、ウェブ参加の皆さんにもメールで、告示改正の官報と委員会指示の公報をお配りしておりますが、農林水産大臣の告示改正も海区委員会指示の発動も、官報、公報に掲載されまして、

本日付で改正、発動が完了しておりますことをここで報告いたします。

それでは議案のほう入っていきたいと思います。本日付で発動した標記に係る委員会指示に基づき、与那国町から大会承認申請がありますのでご審議をお願いしますということで、下の方に委員会指示の抜粋を掲載しておりますが、説明は割愛いたします。

2 ページから、与那国町からの申請書類を掲載しておりますのでご覧ください。大会主催者として与那国町長から申請いただいております。大会の名称、第 36 回日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会。採捕の海域、与那国島海域ということで、地図の方は次の 3 ページに掲載しておりますとおります。採捕の期間が令和 7 年の 7 月 5 日、6 日。開催地が久部良漁港となっております。

大会参加者に関しては、別紙リストとして 4 ページ以降に掲載がありますのでご覧ください。記載事項として、遊漁船登録番号または船舶番号等、船名、総トン数、採捕者、そして氏名と住所の方も記載していただいておりますが、住所の方は従来どおり、ここでは伏せております。

一番右側に外国人に該当する方にチェックをつけてもらっているんですが、6 ページまで見てもらえばわかりますが、今回は残念ながら外国人の参加はなかったということです。

4、5 ページにあるとおり、29 チームの方がそれぞれ参加されるということで、(1)遊漁船登録番号または船舶番号等だけご説明しますが、「沖縄八〇〇」とあるのが、遊漁船業者の登録番号となっております。この登録を受けている方は遊漁船案内ができるということで、外部からいらっしゃったお客さんを乗せて大会に参加することができるものです。

「第 290-〇〇号」というふうにあるのが、小型船舶検査機構から発番される船舶番号等になっております。こちらは小型船舶の検査を受け、漁業以外で用いることができる船になるんですが、これだけでは不特定多数のお客さんを乗せて釣り案内ができないので、こちらで参加している方は仲間うちで参加しているというような船になります。

今回最初なので、個別の小型船舶検査証書や遊漁船業者登録票も事務局で確認はしましたが、申請書に添付させて審査するというところまでは想定しておりません。今回に限り、確かに問題ないことは事務局のほうで確認しております。

7 ページ以降にカジキ釣り大会の大会実施要項を掲載しております。こちらを掲載した目的としては、主催者が与那国町であることや承認の基準が満たされていることを確認する資料になります。8 ページにマーカーや四角で囲っていたりするんですが、開催地が与那国町久部良漁港、

主催者が与那国町。9 ページに日程がありますが、4 日は説明や開会式のみで、5 日、6 日の土日にトローリング大会が日中に開催されるということが記載されております。10 ページは飛ばして 11 ページに、対象魚がカジキ類のみとなっております。

12 ページ以降にトローリングの大会参加申込書を掲載しているんですが、ちょっとページ飛ばして 15 ページに注意事項や厳守事項という記載がありまして、外国人が参加する場合は、遊漁船の登録を受けた日本人船長等の管理下の国内の遊漁船に乗船すること等々の記載があります。また、16 ページの方に、法令等の遵守に関する誓約書というものがありまして、漁業法等の水産関連法令、船舶安全法に基づき交付された船舶検査証書に記載された航行区域、あとは委員会指示及び承認内容・条件、大会ルール並びに下記の事項について、本艇の船長及び乗船者が遵守することを誓約しますということと、本艇の所有者、船長及び乗船者には、沖縄県暴力団排除条例第 2 条第 1 項及び同条第 2 項に規定されている暴力団・暴力団員等を始めとする反社会的勢力に属するものは含みませんといった誓約書を参加チームの代表の方に提出していただいているということで、以上のことをもって委員会指示中にある承認の基準を満たす大会であることが確認されております。

17 ページから国際ひき縄釣り大会の承認証の案を掲載しておりますのでご覧ください。大会の名称から大会参加者は先ほどと同様なので割愛します。6 の条件ですね。こちら委員会指示の中にもありますが、承認を受けたものは採捕期間終了後 1 月以内に採捕実績を委員会に報告しなければならないという条件と、委員会は承認を受けたものがこの指示の内容に違反したとき、又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは承認を取り消すことができるという条件を付しています。18 ページに承認証の裏面として、採捕する海域と大会参加者を掲載しております。

19 ページ以降は、委員会指示の内容を掲載しておりますので適宜ご覧ください。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原会長 はい、ありがとうございました。

ただいま、第 3 号議案についての提案説明がございました。本件について、何かご意見ご質問ありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

この件については過去に何回か処理をさせていただいていますので、

特になければ、お諮りしたいと思います。

第3号議案について、事務局提案のとおり承認するという事でよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第3号議案については、提案のとおり承認することといたします。

[第4号議案 南北大東島海域における操業承認申請について]

○上原会長 では次に第4号議案、南北大東島海域における操業承認申請について、事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局からご説明いたします。

第4号議案の議案資料をご覧ください。南北大東島海域における操業承認申請について、沖縄海区漁業調整委員会指示5第5号に基づく潜水器漁業の操業承認申請が3件提出されていますので、これらの申請についてご審議をお願いします。

なお申請者の方は、沖縄県漁業調整規則第4条に基づく知事許可漁業の許可を受けていることを申し添えておきます。

下の方に、委員会指示と漁業調整規則の抜粋を掲載しております。

この知事許可漁業の許可に関しては、4月の海区でお諮りした公示に基づいて、6月1日から3年間の許可を受けております。

委員会指示のほう簡単に説明させていただきますと、潜水器漁業とは、潜水器(簡易潜水器を含む)により水産動植物を採捕する漁業を言います。

基本的には、同様の委員会指示が南北大東島と多良間の方に出ておりまして、漁業権漁業とか潜水器とかの許可漁業に関する事項は、大東島に関しては共同漁業権を有しなかったり、多良間に関しては共同漁業権はあるものの、あまり水揚げがなくて、漁協に所属していない島民もいるものですから、住民の漁業権漁業や許可漁業に関する権利を保護するような指示になっております。大東島に関しては、漁業権漁業に類するイセエビをとったりとかいうことに関しては、南北大東島に住所を有する者に関してはみなし承認ということで、北大東に住所を有してたら北大東で漁業権漁業に準ずることを営んで良い、南大東はその逆で南大東で営んで良いというような建付けになっておりますが、潜水器漁業に関しては、みなし承認ではなく承認の対象として欲しいという要望がありましたので、承認申請をいただいて承認することとなっております。

以前から委員をされてる方は、同様の申請が令和5年度にも南大東からありましたが、今回は北大東島の方から3件になっております。

2 ページから 3 ページにかけてが承認証の案になっております。

グレーで色付けしてある項目が、申請ごとに変わる場所です。潜水器とか 2 項の海域とかは変わらないんですが、操業の期間としては、令和 7 年 6 月 13 日から令和 10 年 5 月 31 日まで、こちらが現在発行してる漁業許可と合わせた操業期間になっております。使用する漁具としては水中銃とボンベ、使用する船舶がそれぞれの船舶となっております。

3 ページが、操業上の注意事項だったり漁獲実績の報告、また海域図と承認旗章のことが記載されております。今回は北大東島ということなので別表の 2 ですね。右側の海域における承認予定となっております。

4 ページに承認者のリストを掲載しております。

5 ページ以降に承認申請書と組合の同意書を添付しておりますが、基本的には 4 ページのリストで説明したいと思います。皆さん北大東島に住所を有する方で、3 名の方が潜水器に関する申請をしております。

簡単ではありますが、事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま第 4 号議案についての提案説明がございました。

本件について何かご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

○柳田委員 はい。

○上原会長 柳田委員どうぞ。

○柳田委員 ありがとうございます。

まずは北大東の住民の方が今回、潜水器の許可を求めている北大東島は、ちなみになんですけど、漁協はあったんですか。

○事務局（米丸） はい事務局からお答えします。

今回、北大東から潜水器の許可ではなくて承認申請になります。

知事許可は、6 月 1 日から 3 年間でもうすでに受けておまして、許可を受けたことを受けて、南北大東は南北大東の漁業者を守るために委員会指示がある関係で、共同漁業権はあちら設定されていないので、共同漁業権外の潜水器の許可があっても、こちらの指示に基づく操業承認を受けないと、潜水器漁業ができないことになります。

組合の方は、南北大東とも漁業協同組合ではないんですけども、漁業組合や水産組合がありまして、漁業者の方はそちらに加入しているということになっています。

○柳田委員 なるほど。ありがとうございます。

もう少し、これは自分の個人的な認識に基づいての発言なんですが、北大東島は、資源管理の観点から潜水器を今までやってこなかったとい

うふうに認識しているんですが、今回承認を求めるにあたってその辺の合意形成に関する経緯なんかは、何か事務局の方で把握していることがありますでしょうか。

○事務局（米丸） はい事務局からお答えします。

島の中での合意形成というのは、ちょっと把握はしておりませんが、令和5年までは南北大東とも潜水器の実態はなかったと承知しています。

けれどもまず、令和5年に南大東で4名の方に対して、潜水器の許可と承認を出しておりまして、今回それを見てなのかわからないんですが、ちょっと理由については現時点では把握してないので、確認してお伝えできればと思います。よろしいでしょうか。

○柳田委員 承知いたしました。ありがとうございます。

可能な範囲でお願いいたします。というのは本当に潜水器漁業の漁獲圧というのはすごく強いなというふうに元潜水漁師として感じてるところがありまして、せっかく素潜りだけでやられているのであれば、素潜りである程度生計が立てられるぐらいの資源が持続的に残るということであれば、少し慎重に潜水器承認を求めてもいいのかなと。

これはもう島の中での本当にコミュニティの中での話なので、ちょっと立ち入りすぎかもしれないんですが、大丈夫かなという心配が少しあったので、お願いします。以上です。ありがとうございます。

○上原会長 はい、ありがとうございました。

他、何かご意見ご発言ございませんか。

特にないようですのでお諮りをしたいと思います。第4号議案について、事務局案の通り承認をするということでよろしいでしょうか。

（はいという声あり）

○上原会長 はい、ありがとうございます。

ご異議等はないようですので、第4号議案については事務局提案の通り承認することといたします。

協議事項は冒頭で協議していただきましたので、付帯決議の方をとらせていただきたいと思います。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については事務局に一任するというので、付帯決議をとりたいと思いますがよろしいですか。

（はいという声あり）

○上原会長 はい、ありがとうございます。

付帯決議についても承認をいたします。

それでは進行、事務局に移したいと思います。委員の皆様、スムーズ

な議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

○事務局（井上） はい、上原会長ありがとうございました。また委員の皆様もお忙しいところご参加いただき、ありがとうございます。

事務局から次回の委員会の日程についてアナウンスいたします。令和7年度第4回委員会は7月11日（金）14時から開催予定となっております。会場は、今日と同じ県庁6階第2特別会議室で、ウェブを併用とした開催を予定しております。ご参加のほどよろしくお願いいたします。

また最後に、質問や確認事項がございましたら発言をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは以上をもって終了させていただきます。

ウェブ参加の委員の皆様も、ご退出いただきかまいません。ありがとうございます。次回もどうぞ、よろしくお願いいたします。

○上原会長 はい、ウェブ参加の皆様ありがとうございました。

皆さんもありがとうございました。